

神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱表紙・目次 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="338 387 875 464">神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準</p> <p data-bbox="465 967 745 1043">平成26年 6 月 (最終改正令和 3 年 8 月改正)</p> <p data-bbox="383 1161 831 1185">神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課</p>	<p data-bbox="1368 387 1906 464">神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準</p> <p data-bbox="1496 967 1776 1043">平成26年 6 月 (最終改正令和 3 年 1 月改正)</p> <p data-bbox="1413 1161 1861 1185">神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課</p>

新 目 次	旧 目 次
1 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱（略）	1 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱（略）
2 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準（指定要綱第3条関係）…16 （別添様式1）誓約書……………20	2 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準（指定要綱第3条関係）…16 （別添様式1）誓約書……………20
別紙1 カリキュラム及び免除規定の取扱い（指定基準4関係）……………21 別表1 各課程の目的・内容・科目及び時間数……………22 別表2 科目免除一覧……………32 （参考1）科目免除願……………35 （参考2）介護業務従事証明書……………36	別紙1 カリキュラム及び免除規定の取扱い（指定基準4関係）……………21 別表1 各課程の目的・内容・科目及び時間数……………22 別表2 科目免除一覧……………32 （参考1）科目免除願……………35 （参考2）介護業務従事証明書……………36
別紙2 実習及び演習の取扱い（指定基準4関係）……………37 （参考1）実習施設承諾書……………41 （参考2）実習計画書……………42 （参考3）演習計画書……………44	別紙2 実習及び演習の取扱い（指定基準4関係）……………37 （参考1）実習施設承諾書……………41 （参考2）実習計画書……………42 （参考3）演習計画書……………44
別紙3 通信の取扱い（指定基準5関係）……………46 （参考1）通信添削指導実施確認書……………49	別紙3 講師の取扱い（指定基準5関係）……………46
別紙4 講師の取扱い（指定基準6関係）……………50 別表 講師要件……………51 （参考1）講師一覧……………60 （参考2）講師履歴……………61 （参考3）講師出講確認書……………62	別表 講師要件……………47 （参考1）講師一覧……………56 （参考2）講師履歴……………57 （参考3）講師出講確認書……………58
別紙5 補講等の取扱い（指定基準8関係）……………63 （参考1）補講修了確認書……………64	別紙4 補講等の取扱い（指定基準7関係）……………59 （参考1）補講修了確認書……………60
別紙6 修了証明書再発行の取扱い（指定基準9関係）……………65	別紙5 修了証明書再発行の取扱い（指定基準8関係）……………61
別紙7 受講者の本人確認について（指定基準10関係）……………68	別紙6 受講者の本人確認について（指定基準9関係）……………64

新	旧
別紙 <u>8</u> 事業廃止する場合の取扱い（指定基準 <u>12</u> 関係）…………… <u>69</u> 3 参考資料（略）	別紙 <u>7</u> 事業廃止する場合の取扱い（指定基準 <u>10</u> 関係）…………… <u>65</u> 3 参考資料（略）

神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第2条 研修事業者の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、初回の研修の受講者の募集を開始する2ヶ月前までに、「障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定申請書」(第1号様式)のほか、初回の研修に係る次に掲げるものを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15) 講義を通信形式で行う場合通信添削課題、解答及び解説</u></p> <p><u>(16) 向こう2年間の研修計画及び財政計画</u></p> <p><u>(17) 申請者の事業概要及び組織概要</u></p> <p><u>(18) 申請者の収支状況及び資産状況</u></p> <p><u>(19) 申請者の定款、寄附行為又はその他の規約</u></p> <p><u>(20) 法人の登記事項証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)</u></p> <p><u>(21) (重度訪問介護従業者養成研修統合課程の場合) 登録研修機関登録番号通知書の写し、筆記試験問題及び解答、喀痰吸引等研修講師履歴書の写し</u></p> <p><u>(22) 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等研修事業指定基準1(2)①～⑭に該当しない旨の誓約書</u></p> <p><u>2 研修課程、研修形式(通学又は通信)が異なる研修を実施する場合は、それぞれ指定を受けなければならない。</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>(受講者の募集等)</p> <p>第4条 申請者は、指定を受ける前に受講者の募集を開始してはならない。また、期限までに次条に規定する届出をせずに募集開始してはならない。</p> <p>2 事業者は、募集時に、研修の受講を希望する者に対して、次の事項を公開し研修内容を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) 研修の目的、研修の名称、研修の課程、研修の形式(通学又は通信)及び事業者指定番号</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 通信形式の場合その実施方法(添削指導及び面接指導の実施方法・評価方法及び認定基準・自宅学習中の質疑等への対応方法)</u></p> <p><u>(7) 講師の氏名</u></p> <p><u>(8) 受講資格と受講手続き等(定員、受講決定方法を含む)</u></p> <p><u>(9) 受講料、実習費等研修参加費用</u></p> <p><u>(10) 実習施設等実習先</u></p> <p><u>(11) 科目免除の取扱いとその手続き方法</u></p> <p><u>(12) 研修修了の認定方法</u></p> <p><u>(13) 研修を欠席した者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用等の取扱い</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第2条 研修事業者の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、初回の研修の受講者の募集を開始する2ヶ月前までに、「障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定申請書」(第1号様式)のほか、初回の研修に係る次に掲げるものを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15) 向こう2年間の研修計画及び財政計画</u></p> <p><u>(16) 申請者の事業概要及び組織概要</u></p> <p><u>(17) 申請者の収支状況及び資産状況</u></p> <p><u>(18) 申請者の定款、寄附行為又はその他の規約</u></p> <p><u>(19) 法人の登記事項証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)</u></p> <p><u>(20) (重度訪問介護従業者養成研修統合課程の場合) 登録研修機関登録番号通知書の写し、筆記試験問題及び解答、喀痰吸引等研修講師履歴書の写し</u></p> <p><u>(21) 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等研修事業指定基準1(2)①～⑭に該当しない旨の誓約書</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>(受講者の募集等)</p> <p>第4条 申請者は、指定を受ける前に受講者の募集を開始してはならない。また、期限までに次条に規定する届出をせずに募集開始してはならない。</p> <p>2 事業者は、募集時に、研修の受講を希望する者に対して、次の事項を公開し研修内容を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) 研修の目的、研修の名称、研修の課程及び事業者指定番号</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 講師の氏名</u></p> <p><u>(7) 受講資格と受講手続き等(定員、受講決定方法を含む)</u></p> <p><u>(8) 受講料、実習費等研修参加費用</u></p> <p><u>(9) 実習施設等実習先</u></p> <p><u>(10) 科目免除の取扱いとその手続き方法</u></p> <p><u>(11) 研修修了の認定方法</u></p> <p><u>(12) 研修を欠席した者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用等の取扱い</u></p>

新	旧
<p>(14) その他、研修受講に係る重要事項</p> <p>第5条～第6条(略)</p> <p>(事業休止の届出) 第7条 事業者は、養成研修を4月から翌々年3月までの2年度間にわたり開講しない(開講する年度とは、研修開講日が属する年度をいう。)場合、その2年度に限り事業の休止をすることができる。 2 事業者は、前項の養成研修事業を休止又は休止した事業を再開する場合には、休止は事業者が決定後10日以内に、再開は研修の募集開始の2ヶ月前までに、「障害者居宅介護従業者基礎研修等事業 廃止・休止・再開届」(第5号様式)を知事に提出しなければならない。 3 養成研修を再開する場合には、前項の届出に合わせて、第5条第1項の規定に基づき養成研修の実施届を提出しなければならない。 4 知事は、第2項及び第3項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。</p> <p>(事業廃止の届出) 第8条 事業者は、研修事業を廃止する場合には、廃止をすることとした日から10日以内に、「障害者居宅介護従業者基礎研修等事業 廃止・休止・再開届」(第5号様式)を知事に提出しなければならない。 2 知事は、第1項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。</p> <p>第9条～第13条(略)</p> <p>(実績報告書の提出) 第14条 事業者は、研修事業の終了後1ヶ月以内に、障害者居宅介護従業者基礎研修等実績報告書(第7号様式)に、障害者居宅介護従業者基礎研修等修了者名簿(第8号様式)及び次に掲げる書類を添付し、知事へ提出するものとする。なお、「障害者居宅介護従業者基礎研修等修了者名簿」(第8号様式)は、紙及び電磁的記録で提出するものとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>通信添削指導実施確認書の写し(通信形式の場合)</u> (6) 免除者に関する証明書類(介護業務従事証明書、修了証明書等)の写し</p> <p>第15条～第16条(略)</p> <p>附 則(略)</p>	<p>(13) その他、研修受講に係る重要事項</p> <p>第5条～第6条(略)</p> <p>(事業休止の届出) 第7条 事業者は、養成研修を4月から翌々年3月までの2年度間にわたり開講しない(開講する年度とは、研修開講日が属する年度をいう。)場合、その2年度に限り事業の休止をすることができる。 2 事業者は、前項の養成研修事業を休止又は休止した事業を再開する場合には、休止は事業者が決定後10日以内に、再開は研修の募集開始の2ヶ月前までに、「障害者居宅介護従業者基礎研修等事業 廃止・休止・再開届」(第5号様式)を知事に提出しなければならない。 3 養成研修を再開する場合には、前項の届出に合わせて、第5条第1項の規定に基づき養成研修の実施届を提出しなければならない。 4 知事は、事業者が休止期間を過ぎても再開届を提出しない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。 5 知事は、第2項及び第3項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。</p> <p>(事業廃止の届出) 第8条 事業者は、研修事業を廃止する場合には、廃止をすることとした日から10日以内に、「障害者居宅介護従業者基礎研修等事業 廃止・休止・再開届」(第5号様式)を知事に提出しなければならない。 2 知事は、事業者から届出がなく養成研修が2年間開講されない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。 3 知事は、第1項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。</p> <p>第9条～第13条(略)</p> <p>(実績報告書の提出) 第14条 事業者は、研修事業の終了後1ヶ月以内に、障害者居宅介護従業者基礎研修等実績報告書(第7号様式)に、障害者居宅介護従業者基礎研修等修了者名簿(第8号様式)及び次に掲げる書類を添付し、知事へ提出するものとする。なお、「障害者居宅介護従業者基礎研修等修了者名簿」(第8号様式)は、紙及び電磁的記録で提出するものとする。 (1)～(4) (略) (5) 免除者に関する証明書類(介護業務従事証明書、修了証明書等)の写し</p> <p>第15条～第16条(略)</p> <p>附 則(略)</p>

新	旧
<p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和3年8月19日から施行する。</u></p> <p><u>2 この要綱の施行の際、旧要綱に基づき現に指定の申請又は届出が行われているものについては、この要綱の形式に基づく申請又は届出があったものとみなす。</u></p> <p><u>3 この要綱の施行の際、現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。</u></p>	

神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱 新旧対照表

新	旧
(第1号様式) 障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定申請書	(第1号様式) 障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定申請書
年 月 日	年 月 日
神奈川県知事 殿	神奈川県知事 殿
申請者 (所在地) 〒 (法人名) (代表者名) (電話)	申請者 (所在地) 〒 (法人名) (代表者名) 印 (電話)
神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱の規定に基づき、次の研修課程の事業の指定を受けたいので、関係資料を添付の上申請します。	神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱の規定に基づき、次の研修課程の事業の指定を受けたいので、関係資料を添付の上申請します。
1 研修の課程 (通信の方法の利用 有 ・ 無)	1 研修の課程 (障害者居宅介護従業者基礎研修課程 重度訪問介護従業者養成研修 基礎課程・追加課程・統合課程 行動障害支援課程 同行援護従業者養成研修 一般課程・応用課程 行動援護従業者養成研修課程)
2 事業所の所在地 (複数ある場合は、すべて記載すること)	2 事業所の所在地 (複数ある場合は、すべて記載すること)
3 初回研修の実施期間 年 月 日～ 年 月 日	3 初回研修の実施期間 年 月 日～ 年 月 日
4 初回研修の受講者定員 名	4 初回研修の受講者定員 名
[添付資料]	[添付資料]
(1) 研修事業担当部署の名称、所在地、電話番号、メールアドレス及び担当者名	(1) 研修事業担当部署の名称、所在地、電話番号、メールアドレス及び担当者名
(2) 研修の目的	(2) 研修の目的
(3) 定員、受講対象者(受講資格)及び応募手続き等 (募集開始日含む。)	(3) 定員、受講対象者(受講資格)及び応募手続き等 (募集開始日含む。)
(4) 研修のカリキュラム及び日程表	(4) 研修のカリキュラム及び日程表
(5) 研修会場 (会場名及び所在地、使用備品を置いた平面図)	(5) 研修会場 (会場名及び所在地、使用備品を置いた平面図)
(6) 参加費及び収支予算書	(6) 参加費及び収支予算書
(7) 使用テキスト	(7) 使用テキスト
(8) 主な使用備品	(8) 主な使用備品
(9) 演習計画書 (タイムスケジュール・演習実施方法・演習内容等)	(9) 演習計画書 (タイムスケジュール・演習実施方法・演習内容等)
(10) 実習計画書及び実習受入承諾書 (一部に弾力的運用により模擬実習・演習を取り入れる場合は、その実施方法を記載した計画書)	(10) 実習計画書及び実習受入承諾書 (一部に弾力的運用により模擬実習・演習を取り入れる場合は、その実施方法を記載した計画書)
(11) 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別	(11) 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
(12) 研修修了の認定方法及び修了証明書の様式	(12) 研修修了の認定方法及び修了証明書の様式
(13) 研修責任者及び研修コーディネーターの履歴	(13) 研修責任者及び研修コーディネーターの履歴
(14) 研修の一部免除の有無 (有の場合はその対象者と免除科目範囲)	(14) 研修の一部免除の有無 (有の場合はその対象者と免除科目範囲)
(15) 講義を通信形式で行う場合、通信添削課題、解答及び解説	(15) 向こう2年間の研修計画及び財政計画
(16) 向こう2年間の研修計画及び財政計画	(16) 申請者の事業概要及び組織概要
(17) 申請者の事業概要及び組織概要	(17) 申請者の収支状況及び資産状況
(18) 申請者の収支状況及び資産状況	(18) 申請者の定款、寄附行為又はその他の規約
(19) 申請者の定款、寄附行為又はその他の規約	(19) 法人の登記事項証明書 (3ヶ月以内に発行されたもの)
(20) 法人の登記事項証明書 (3ヶ月以内に発行されたもの)	(20) (重度訪問介護従業者養成研修統合課程の場合) 登録研修機関登録番号通知書の写し、筆記試験問題及び解答、喀痰吸引等研修講師履歴書の写し
(21) (重度訪問介護従業者養成研修統合課程の場合) 登録研修機関登録番号通知書の写し、筆記試験問題及び解答、喀痰吸引等研修講師履歴書の写し	(21) 誓約書
(22) 誓約書	

障害者居宅介護従業者基礎研修等 事業者指定書

法人名
代表者名
所在地
事業所の所在地

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）に規定する研修を行う機関として指定する。

指定番号

研修の課程 （通信の方法の利用）

年 月 日

神奈川県知事

障害者居宅介護従業者基礎研修等 事業者指定書

法人名
代表者名
所在地
事業所の所在地

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）に規定する研修を行う機関として指定する。

指定番号

研修の課程 （障害者居宅介護従業者基礎研修課程
重度訪問介護従業者養成研修 基礎課程・追加課程・統合課程
行動障害支援課程
同行援護従業者養成研修 一般課程・応用課程
行動援護従業者養成研修課程）

年 月 日

神奈川県知事

障害者居宅介護従業者基礎研修等実施届

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者
(所在地) 〒
(法人名)
(代表者名)
(電話)
(事業者指定番号)

年 月 日付け第 号により指定を受けた研修事業について、次のとおり実施しますので関係資料を添付の上届け出ます。

- 1 研修の名称
- 2 研修の課程 (通信の方法の利用 有 ・ 無)
- 3 研修実施期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 受講者定員 名

[添付資料]

- (1) 研修事業担当部署の名称、所在地、電話番号、メールアドレス及び担当者名
- (2) 研修の目的
- (3) 定員、受講対象者(受講資格)及び応募手続き等(募集開始日含む。)
- (4) 研修のカリキュラム及び日程表
- (5) 研修会場(会場名及び所在地、使用備品を置いた平面図)
- (6) 参加費及び収支予算書
- (7) 使用テキスト
- (8) 主な使用備品
- (9) 演習計画書(タイムスケジュール・演習実施方法・演習内容等)
- (10) 実習計画書及び実習受入承諾書(一部に弾力的運用により模擬実習・演習を取り入れる場合は、その実施方法を記載した計画書)
- (11) 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- (12) 研修修了の認定方法及び修了証明書の様式
- (13) 研修責任者及び研修コーディネーターの履歴
- (14) 研修の一部免除の有無(有の場合はその対象者と免除科目範囲)

連絡先
担当部署
担当者名
電話番号
メールアドレス

障害者居宅介護従業者基礎研修等実施届

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者
(所在地) 〒
(法人名)
(代表者名)
(電話)
(事業者指定番号)

印

年 月 日付け第 号により指定を受けた研修事業について、次のとおり実施しますので関係資料を添付の上届け出ます。

- 1 研修の名称
- 2 研修の課程 (障害者居宅介護従業者基礎研修課程
重度訪問介護従業者養成研修 基礎課程・追加課程
統合課程・行動障害支援課程
同行援護従業者養成研修 一般課程・応用課程
行動援護従業者養成研修課程)
- 3 研修実施期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 受講者定員 名

[添付資料]

- (1) 研修事業担当部署の名称、所在地、電話番号、メールアドレス及び担当者名
- (2) 研修の目的
- (3) 定員、受講対象者(受講資格)及び応募手続き等(募集開始日含む。)
- (4) 研修のカリキュラム及び日程表
- (5) 研修会場(会場名及び所在地、使用備品を置いた平面図)
- (6) 参加費及び収支予算書
- (7) 使用テキスト
- (8) 主な使用備品
- (9) 演習計画書(タイムスケジュール・演習実施方法・演習内容等)
- (10) 実習計画書及び実習受入承諾書(一部に弾力的運用により模擬実習・演習を取り入れる場合は、その実施方法を記載した計画書)
- (11) 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- (12) 研修修了の認定方法及び修了証明書の様式
- (13) 研修責任者及び研修コーディネーターの履歴
- (14) 研修の一部免除の有無(有の場合はその対象者と免除科目範囲)

連絡先
担当部署
担当者名
電話番号
メールアドレス

障害者居宅介護従業者基礎研修等 変更・休講 届

年 月 日

神奈川県知事 殿

事業者
(所在地) 〒
(法人名)
(代表者名)
(電 話)
(事業者指定番号)

年 月 日付けで届け出ました研修事業について、次の理由により 変更 ・ 休講 したいので届け出ます。

- 1 研修の名称
- 2 研修実施期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 変更の内容 (休講の場合は休講理由)
(変更前)

(変更後)
- 4 変更の理由
- 5 添付書類

連絡先
担当部署
担当者名
電話番号
メールアドレス

障害者居宅介護従業者基礎研修等 変更・休講 届

年 月 日

神奈川県知事 殿

事業者
(所在地) 〒
(法人名)
(代表者名)
(電 話)
(事業者指定番号)

印

年 月 日付けで届け出ました研修事業について、次の理由により 変更 ・ 休講 したいので届け出ます。

- 1 研修の名称
- 2 研修実施期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 変更の内容 (休講の場合は休講理由)
(変更前)

(変更後)
- 4 変更の理由
- 5 添付書類

連絡先
担当部署
担当者名
電話番号
メールアドレス

障害者居宅介護従業者基礎研修等事業 廃止・休止・再開 届

年 月 日

神奈川県知事 殿

事業者
(所在地) 〒
(法人名)
(代表者名)
(電 話)
(事業者指定番号)

年 月 日付け第 号により指定を受けた研修事業について、次の理由により
廃止・休止・再開 したいので届け出ます。

1 研修の名称及び指定番号

2 研修の課程

3 届出事項発生の時期（休止の場合は、予定期間も記載してください。）

年 月 日

(休止予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日)

4 理由

5 添付書類

連絡先
担当部署
担当者名
電話番号
メールアドレス

障害者居宅介護従業者基礎研修等事業 廃止・休止・再開 届

年 月 日

神奈川県知事 殿

事業者
(所在地) 〒
(法人名)
(代表者名)
(電 話)
(事業者指定番号)

印

年 月 日付け第 号により指定を受けた研修事業について、次の理由により
廃止・休止・再開 したいので届け出ます。

1 研修の名称及び指定番号

2 研修の課程

3 届出事項発生の時期（休止の場合は、予定期間も記載してください。）

年 月 日

(休止予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日)

4 理由

5 添付書類

連絡先
担当部署
担当者名
電話番号
メールアドレス

(第7号様式)

障害者居宅介護従業者基礎研修等実績報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

事業者
(所在地) 〒
(法人名)
(代表者名)
(電話)
(事業者指定番号)

年 月 日付けで届け出ました研修事業が終了したので、実施結果及び修了者について次のとおり報告します。

1 研修の名称及び研修の課程 (通信の方法の利用 有 ・ 無)

2 研修実施期間
年 月 日～ 年 月 日

3 受講者数・研修修了者数

受講者数 名
研修修了者数 名
補講予定 名
辞退者 名

*本人確認の実施 実施済み ・ 名未実施

4 研修修了者及び研修実施状況
添付資料のとおり

添付資料

- (1) 障害者居宅介護従業者基礎研修等修了者名簿 (第8号様式)
- (2) 受講者の出席簿の写し
- (3) 実習修了確認書の写し
- (4) 補講修了確認書の写し
- (5) 講師出講確認書の写し
- (6) 通信添削指導実施確認書の写し (通信課程の場合)
- (7) 免除者に関する証明書類 (介護業務従事証明書、修了証明書等) の写し

連絡先
担当部署
担当者名
電話番号

第8号様式 (略)

(第7号様式)

障害者居宅介護従業者基礎研修等実績報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

事業者
(所在地) 〒
(法人名)
(代表者名)
(電話)
(事業者指定番号)

印

年 月 日付けで届け出ました研修事業が終了したので、実施結果及び修了者について次のとおり報告します。

1 研修の名称及び研修の課程

2 研修実施期間
年 月 日～ 年 月 日

3 受講者数・研修修了者数

受講者数 名
研修修了者数 名
補講予定 名
辞退者 名

*本人確認の実施 実施済み ・ 名未実施

4 研修修了者及び研修実施状況
添付資料のとおり

添付資料

- (1) 障害者居宅介護従業者基礎研修等修了者名簿 (第8号様式)
- (2) 受講者の出席簿の写し
- (3) 実習修了確認書の写し
- (4) 補講修了確認書の写し
- (5) 講師出講確認書の写し
- (6) 免除者に関する証明書類 (介護業務従事証明書、修了証明書等) の写し

連絡先
担当部署
担当者名
電話番号

第8号様式 (略)

神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準 新旧対照表

新	旧
<p>神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準</p> <p style="text-align: right;">平成26年6月2日適用 一部改正 平成27年1月23日適用 一部改正 平成27年5月18日適用 一部改正 令和3年1月18日適用 <u>一部改正 令和3年8月19日適用</u></p>	<p>神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準</p> <p style="text-align: right;">平成26年6月2日適用 一部改正 平成27年1月23日適用 一部改正 平成27年5月18日適用 一部改正 令和3年1月18日適用</p>
<p>神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱第3条の規定に基づき、障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修事業の指定基準を次のとおり定める。</p> <p>1 事業者 (1) 事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。 ①～⑧ (略) ⑨ <u>通信課程の実施については、通学課程における研修実施実績が概ね2回以上ある事業者であること。</u> (2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 通信による研修事業の方法</u> (1) <u>講義を通信形式で行う場合は、別紙3「通信の取扱い」による。</u> (2) <u>「通信添削指導実施確認書」(参考1)を作成し、実績報告書にその写しを添付する。</u></p> <p><u>6 講師及び講義方法等</u> (1) 各科目を担当する講師は、原則として、別紙4「講師の取扱い」による。 (2) 講義及び演習の実施方法は、担当講師が対面して実施する方式とすること。講師が講義において視聴覚教材を利用してよいが、視聴覚教材の視聴等による自習方式は認めない。ただし、行動援護従業者養成研修の講義及び重度訪問介護従業者養成研修の追加研修の講義については、ビデオ(厚生労働省監修)視聴による研修受講を認める。</p> <p><u>7 研修責任者と研修コーディネーター</u> (1) 事業者は、申請内容に沿った安全かつ適正な研修の実施を常に確認し、研修の運営に関し適切な判断と指示を行うことができる研修責任者を選定するものとする。 (2) 事業者は、研修の実施に際し、個々の科目や講師による研修効果のばらつきをなくし、均一で質の高い研修を実施するために、研修に係る各団体等と調整することができ、研修の内容に関し、知識と経験を有した研修コーディネーターを選定するものとする。</p> <p><u>8 補講等の実施方法</u> 受講者がやむを得ない事情によってカリキュラムの一部を受講しなかった場合は、別紙5「補講等の取扱い」により補講等を実施するものとする。</p> <p><u>9 修了証明書の交付</u> (1) 修了証明書の大きさは任意とするが、文章は要綱の第6号様式のとおりとする。 (2) 受講者が修了証明書を紛失等した場合の対応は、別紙6「修了証明書再発行の取扱い」による。</p> <p><u>10 受講者の本人確認</u> 受講者の本人確認の実施については、別紙7「受講者の本人確認について」により行い、偽名等により修了証明書を発行することのないように努める。</p>	<p>神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱第3条の規定に基づき、障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修事業の指定基準を次のとおり定める。</p> <p>1 事業者 (1) 事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。 ①～⑧ (略) (2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 講師及び講義方法等</u> (1) 各科目を担当する講師は、原則として、別紙3「講師の取扱い」による。 (2) 講義及び演習の実施方法は、担当講師が対面して実施する方式とすること。講師が講義において視聴覚教材を利用してよいが、視聴覚教材の視聴等による自習方式は認めない。ただし、行動援護従業者養成研修の講義及び重度訪問介護従業者養成研修の追加研修の講義については、ビデオ(厚生労働省監修)視聴による研修受講を認める。</p> <p><u>6 研修責任者と研修コーディネーター</u> (1) 事業者は、申請内容に沿った安全かつ適正な研修の実施を常に確認し、研修の運営に関し適切な判断と指示を行うことができる研修責任者を選定するものとする。 (2) 事業者は、研修の実施に際し、個々の科目や講師による研修効果のばらつきをなくし、均一で質の高い研修を実施するために、研修に係る各団体等と調整することができ、研修の内容に関し、知識と経験を有した研修コーディネーターを選定するものとする。</p> <p><u>7 補講等の実施方法</u> 受講者がやむを得ない事情によってカリキュラムの一部を受講しなかった場合は、別紙4「補講等の取扱い」により補講等を実施するものとする。</p> <p><u>8 修了証明書の交付</u> (1) 修了証明書の大きさは任意とするが、文章は要綱の第6号様式のとおりとする。 (2) 受講者が修了証明書を紛失等した場合の対応は、別紙5「修了証明書再発行の取扱い」による。</p> <p><u>9 受講者の本人確認</u> 受講者の本人確認の実施については、別紙6「受講者の本人確認について」により行い、偽名等により修了証明書を発行することのないように努める。</p>

11 台帳等の保存期間

- (1) 修了者名簿は永年保存し、修了証明書の再発行等に対応できるように、保管する。
- (2) 研修事業に関する書類（申請書・届出の控え、受講者の出席状況及び成績に関する書類、講師の出講状況に関する書類、研修日誌、実習記録等）は、研修終了後5年間保存する。

12 事業廃止する場合の取り扱い

講習事業を廃止した場合の取り扱いについては、別紙8「事業廃止する場合の取扱い」による。

10 台帳等の保存期間

- (1) 修了者名簿は永年保存し、修了証明書の再発行等に対応できるように、保管する。
- (2) 研修事業に関する書類（申請書・届出の控え、受講者の出席状況及び成績に関する書類、講師の出講状況に関する書類、研修日誌、実習記録等）は、研修終了後5年間保存する。

11 事業廃止する場合の取り扱い

講習事業を廃止した場合の取り扱いについては、別紙7「事業廃止する場合の取扱い」による。

誓約書

年 月 日

神奈川県知事殿

申請者
(所在地) 〒
(法人名)
(代表者名)
(電 話)

- 1 障害者居宅介護従業者基礎研修等事業者の指定を受けるにあたって、神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱・指定基準その他関係法令等を遵守することを誓約します ・ 誓約しません
- 2 下記のいずれにも該当しないことを 誓約します ・ 誓約しません

① 本県又は他の都道府県において、過去5年以内に、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)第1条第3号から第7号に掲げる研修を実施する事業者としての不指定又は指定の取消し等の処分を受けた者であるとき。

② 本県又は他の都道府県において、過去5年以内に、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号に定める介護員養成研修事業者としての不指定又は指定の取消し等の処分を受けた者であるとき。

③ 本県又は他の都道府県、指定都市又は中核市において、過去5年以内に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)又は改正前の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づくサービス事業者としての指定を取り消された者であるとき。

④ 本県又は他の都道府県、指定都市又は中核市において、過去5年以内に、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険サービス事業者としての指定または許可を取り消された者であるとき。

⑤ 上記①～④の取消し等の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による聴聞の通知後、処分決定前に当該事業の廃止の届出をした者で、当該届出日から5年を経過しない者であるとき。

⑥ 申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第22条第1項及び第2項に定めるその他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

⑦ 申請者の代表者が、上記①～⑥までのいずれかに該当する法人において、当該処分の理由となった事実があったとき又はその事実が継続している間にその代表者であった者であるとき。

⑧ 申請者の代表者が、上記⑥に該当する者であるとき又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

⑨ 申請者又は申請者の代表者が、居宅介護従業者の養成に係る研修、介護員養成研修及び関係法令に係る研修等又は障害者サービス及び介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他の処分を受けて改善がなされていない、又は継続的な指導を受けているなどの事実によって、適正な研修事業の実施能力に疑義を生じさせる者であるとき。

⑩ 申請者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「条例」という。)第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき又は申請者の役員等が条例第2条第4号に定める暴力団員等と認められる者であるとき。

⑪ 申請者が、条例第23条第1項に違反していると認められるとき。

⑫ 申請者が、条例第23条第2項に違反していると認められるとき。

⑬ 申請者及び申請者の役員等が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

⑭ 申請者が、納付すべき租税公課を滞納している者であるとき。

別紙1本文～別表2(略)

誓約書

平成 年 月 日

神奈川県知事殿

申請者
(所在地) 〒
(法人名)
(代表者名)
(電 話)

印

- 1 障害者居宅介護従業者基礎研修等事業者の指定を受けるにあたって、神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱・指定基準その他関係法令等を遵守することを誓約します ・ 誓約しません
- 2 下記のいずれにも該当しないことを 誓約します ・ 誓約しません

① 本県又は他の都道府県において、過去5年以内に、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)第1条第3号から第7号に掲げる研修を実施する事業者としての不指定又は指定の取消し等の処分を受けた者であるとき。

② 本県又は他の都道府県において、過去5年以内に、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号に定める介護員養成研修事業者としての不指定又は指定の取消し等の処分を受けた者であるとき。

③ 本県又は他の都道府県、指定都市又は中核市において、過去5年以内に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)又は改正前の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づくサービス事業者としての指定を取り消された者であるとき。

④ 本県又は他の都道府県、指定都市又は中核市において、過去5年以内に、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険サービス事業者としての指定または許可を取り消された者であるとき。

⑤ 上記①～④の取消し等の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による聴聞の通知後、処分決定前に当該事業の廃止の届出をした者で、当該届出日から5年を経過しない者であるとき。

⑥ 申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第22条第1項及び第2項に定めるその他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

⑦ 申請者の代表者が、上記①～⑥までのいずれかに該当する法人において、当該処分の理由となった事実があったとき又はその事実が継続している間にその代表者であった者であるとき。

⑧ 申請者の代表者が、上記⑥に該当する者であるとき又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

⑨ 申請者又は申請者の代表者が、居宅介護従業者の養成に係る研修、介護員養成研修及び関係法令に係る研修等又は障害者サービス及び介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他の処分を受けて改善がなされていない、又は継続的な指導を受けているなどの事実によって、適正な研修事業の実施能力に疑義を生じさせる者であるとき。

⑩ 申請者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「条例」という。)第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき又は申請者の役員等が条例第2条第4号に定める暴力団員等と認められる者であるとき。

⑪ 申請者が、条例第23条第1項に違反していると認められるとき。

⑫ 申請者が、条例第23条第2項に違反していると認められるとき。

⑬ 申請者及び申請者の役員等が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

⑭ 申請者が、納付すべき租税公課を滞納している者であるとき。

別紙1本文～別表2(略)

参考1

科目免除願

年 月 日

研修事業者様

(受講番号) _____

(氏名) _____

(住所) 〒 _____

(電話番号) _____

(※ 研修名) の (※ 科目名) について、免除をお願いします。

添付書類

- ・介護業務従事証明書(参考2)
- ・免除要件に該当する研修の修了証明書
- ・その他 ()

参考2 (略)

参考1

科目免除願

年 月 日

研修事業者様

(受講番号) _____

(氏名) _____ 印

(住所) 〒 _____

(電話番号) _____

(※ 研修名) の (※ 科目名) について、免除をお願いします。

添付書類

- ・介護業務従事証明書(参考2)
- ・免除要件に該当する研修の修了証明書
- ・その他 ()

参考2 (略)

通信の取扱い

1 事業者

講義を通信の方法によって行う事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 原則として県内に、研修事業の拠点となる設備と研修を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、研修事業を統括すること。
- (2) 複数の都道府県にわたって一体的に通信による研修事業を実施する場合には、県内に所在する本部、本校等主たる事業所（対面での実施、講師の確保、添削の実施等を主体的に行っており、通信課程に関する事務処理能力を有する事業所をいう。）が実施する研修事業について指定する。
- (3) 通信により行う研修事業の課程、開催回数及び養成数に相当する研修事業を、県内において通学による研修事業として既に指定を受け、適正に研修を実施した実績があるなど、通信による研修事業を適正に実施する能力があると認められること。（通学による研修事業を概ね2回以上実施していること。）
- (4) 通信による研修事業のほか、通学による研修事業もバランスよく実施するよう努め、研修事業全体の質を確保すること。

2 通信形式における面接指導の必要時間

- (1) 講義を通信の方法によって行う場合は、課程ごとに下記の表で示す時間数以上、面接指導により研修を実施するものとする。ただし、重度訪問介護従業者養成研修統合課程においては、基本研修に相当する講義は、面接指導でなければならない。

課 程	必要時間数
障害者居宅介護従業者基礎研修	3時間
重度訪問介護従業者養成研修（追加課程）	1時間
重度訪問介護従業者養成研修（統合課程）	1時間
重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）	1時間
行動援護従業者養成研修	1時間
同行援護従業者養成研修（応用課程）	1時間

3 研修カリキュラム及び日程

- (1) 講義を通信の方法によって行う場合は、各科目について通学及び通信学習の時間を設定するにあたり、上記2(1)に規定する通信形式における面接指導の必要時間を考慮すること。
- (2) 演習実施前に必要な知識の学習が行えるようにカリキュラムを設定する。特に実習については、講義、演習をすべて履修した後に行う。
- (3) 演習実施前に必要な知識の学習が行えるように、添削課題の提出期限と通学日程を設定すること。

4 添削指導等

添削指導の方法は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 使用テキストによる自宅学習の効果を確認するために、添削課題を課し、答案を科目ごとに設定された期限までに提出させる。
- (2) 添削による指導回数は複数回設け、その科目の通学による受講スケジュールも勘案し、1日につき2時間程度を目安に通信相当時間数の自宅学習スケジュールを考え、受講者が無理なく効果的に学習できるよう適切に提出期限を設定すること。
- (3) 添削課題の再提出等を考慮し、最終回添削課題提出日の後に最終締切日を設定すること。
- (4) 添削課題については、研修カリキュラムで設定した通信相当時間数を勘案し、相応の内容及び問題数の添削課題を設定する。
- (5) 添削課題は、科目ごとに区分して作成すること。
- (6) 選択式による問題と記述式による問題を複数取り入れること。なお、1科目につき1問以上は記述式を入れること。選択式は、穴埋め・正誤・択一問題、記述式は、課題に対する論述問題とする。（単語等を穴埋めで記載させる、単語等を列記させるのは選択式の扱いとする。）
また、ある一定の正答があり、適正に添削指導ができる問題とすること。
（意見・感想等を記述させる問題は採点外の扱いとすること。）
- (7) 添削指導の課題は、担当講師または同等の知識・経験を有する者が作成すること。
- (8) 受講者が自宅学習中に生じた質問内容に対しては、郵便、FAX、インターネットメール、電話等の方法で添削担当講師が指導にあたること。
- (9) 提出された課題については、講師要件を充たす各科目ごとに決められた添削担当講師が、適切な添削指導

を行うこと。

また、課題の解答については、正解の送付のみではなく、解説等を加えることにより、理解の促進を図ること。

(10) 添削指導の認定基準（評価方法）をあらかじめ設定し、受講者に公表すること。また、認定基準を満たさない受講生に対する指導については、添削課題を再提出させる、個別指導を行う等適切に行うこと。

(11) 受講生に対し課せられた課題をすべて提出させ、認定基準を上回るよう指導すること。

5 通信における習得度評価

(1) 添削及び評価は、原則として、当該科目の添削担当講師が行うこと。

(2) 認定基準は、次のとおり理解度の高い順にA・B・C・Dの4区分で評価し、C以上の受講者が評価基準を満たしたもとして認定する。

認定基準（100点を満点評価とする）

A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

(3) 基準に満たない受講生については、基準を上回るように個別指導等適切な指導を行うこと。

(4) 事業者は、「通信添削指導実施確認書」（参考1）を作成して、添削指導実施状況を明らかにし、実績報告書にその写しを添付する。

6 研修内容、日程等の資料作成

事業者は、次に掲げる、通信の方法による研修の内容を明らかにするための資料を作成し、申請時に提出すること。

(1) 実施方法（学則の中に記載）

- ・ 添削指導及び面接指導の実施方法
- ・ 評価方法及び認定基準
- ・ 自宅学習中の質疑等への対応方法

(2) 各科目の添削課題、解答及び解説

(3) 研修のカリキュラム

(4) 研修日程表（通信添削課題提出期限を示す）

(新規)

講師の取扱い

本文～参考2 (略)

講師の取扱い

本文～参考2 (略)

補講等の取扱い

本文（略）

補講等の取扱い

本文（略）

参考1

補講修了確認書

受講者名	実施方法	補講実施日・時間	補講科目名	講師名
	講義	年 月 日 : ~ :		
	講義	年 月 日 : ~ :		
	講義	年 月 日 : ~ :		
	講義	年 月 日 : ~ :		
	講義	年 月 日 : ~ :		
	講義	年 月 日 : ~ :		
	講義	年 月 日 : ~ :		
	講義	年 月 日 : ~ :		
	講義	年 月 日 : ~ :		
	講義	年 月 日 : ~ :		
	講義	年 月 日 : ~ :		
	講義	年 月 日 : ~ :		
	講義	年 月 日 : ~ :		
	講義	年 月 日 : ~ :		
	講義	年 月 日 : ~ :		

※ 他事業者で補講を実施した場合は、その事業者から受講証明書（受講者名、実施日時、科目名、事業者名等が記載されていること）を発行してもらい、その写しを添付する。

参考1

補講修了確認書

受講者名	実施方法	補講実施日・時間	補講科目名	講師名	講師署名 (押印)
	講義	年 月 日 : ~ :			
	講義	年 月 日 : ~ :			
	講義	年 月 日 : ~ :			
	講義	年 月 日 : ~ :			
	講義	年 月 日 : ~ :			
	講義	年 月 日 : ~ :			
	講義	年 月 日 : ~ :			
	講義	年 月 日 : ~ :			
	講義	年 月 日 : ~ :			
	講義	年 月 日 : ~ :			
	講義	年 月 日 : ~ :			
	講義	年 月 日 : ~ :			
	講義	年 月 日 : ~ :			
	講義	年 月 日 : ~ :			
	講義	年 月 日 : ~ :			
	講義	年 月 日 : ~ :			

※ 他事業者で補講を実施した場合は、その事業者から受講証明書（受講者名、実施日時、科目名、事業者名等が記載されていること）を発行してもらい、その写しを添付する。

修了証明書再発行の取扱い

本文～（参考例3） （略）

修了証明書再発行の取扱い

本文～（参考例3） （略）

本文（略）

本文（略）

事業廃止する場合の取扱い

本文（略）

事業廃止する場合の取扱い

本文（略）